

議 会 資 料	議案第 26 号
健康推進課	

志摩市阿児健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例について

### 1. 条例を改正する理由

志摩市阿児健康増進センターの設置及び管理に関する条例の多目的ルーム、  
トレーニングルームの利用時間を改正します。

### 2. 改正する条例の要点

志摩市阿児健康増進センターの多目的ルーム、トレーニングルームの利用時  
間に関して、未記載となっていることから、時間を追記します。

### 3. 改正による効果等

志摩市阿児健康増進センターの利用者に利用料、利用時間を明確に示すこと  
で、利用者の負担額の透明性を確保できます。

志摩市阿児健康増進センターの設置及び管理に関する条例(平成16年志摩市条例第160号)新旧対照表

現行				改正後（案）			
<u>別表(第12条関係)</u>				<u>別表(第12条関係)</u>			
施設	区分		金額	施設	区分		金額
多目的ルーム	専用利用	市内	1,000円	多目的ルーム	専用利用 (1時間当たり)	市内	1,000円
		市外	2,000円			市外	2,000円
トレーニング ルーム	個人利用	市内	200円	トレーニング ルーム	個人利用 (1時間当たり)	市内	200円
		市外	400円			市外	400円
温水シャワー	1回		100円	温水シャワー	1回		100円